

証明書は次のページです

登園の際には、下記の証明書の提出をお願いいたします。

主 治 医 様		保育園名
園児氏名	年 月 日生	
上記の者について、感染のおそれがないと認められましたら、証明をお願いいたします。		
証 明 書		
病名（ ）		
上記の疾患による感染のおそれがないと認めます。		
年 月 日		
園 長 様		医療機関名
		医 師 名

(注) ◎保護者の方へ
1. 文書料は医療機関により異なる場合があります。詳しくは、受診される医療機関へお問い合わせください。

保育園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、一人一人の子どもが快適に生活できるよう、下記の感染症について証明書の提出をお願いします。
感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での保育園生活が可能な状態となつてからの登園であるようにご配慮ください。

○ 医師が記入した証明書が必要な感染症

病 名	感染しやすい期間	登園のめやす
インフルエンザ	症状がある期間(症状が出る24時間前から症状が出た後の3日程度までが最も感染力が強い)	発症後5日(発熱した日を0日目とする)を経過し、かつ解熱後3日(解熱した日を0日目とする)を経過してから
麻疹 (はしか)	症状が出る1日前から発しんが出た後4日後まで	解熱後3日(解熱した日を0日目とする)を経過してから
風疹	発疹が出る7日前から発しんが出た後7日くらい	発疹が消失してから
水痘 (みずぼうそう)	発疹が出る1～2日前から発疹がかさぶたになるまで	すべての発疹が痂皮化してから
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	症状が出る3日前から耳下腺はれた後4日まで	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になってから
咽頭結膜熱 (プール熱)	発熱、目の充血などがみられる数日間	主な症状が消え2日経過してから
流行性角結膜炎 (はやり目)	目の充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が強いため結膜炎の症状が消失してから
急性出血性結膜炎	症状がある間(ウイルスは便から数週～数ヶ月排泄される)	感染の恐れがないと認められた後
結核	痰から菌が出なくなるまで	感染の恐れがないと認められた後
百日咳	咳が始めて2週間くらい(抗菌薬を服用しない場合、咳が始めてから3週間を経過するまで)	特有の咳が消失するまでまたは5日間の適正の抗菌薬治療が終了した後
腸管出血性大腸菌 (O-157、O-26、O-111 等)	症状がある間(適切な治療を受け、便に菌が出なくなるまで)	症状が治まり、かつ、抗菌薬治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認された後
髄膜炎菌性髄膜炎	症状がある間(適切な治療を受け、菌が出なくなるまで)	感染の恐れがないと認められた後

インフルエンザ等感染症の登園届は次のページ

インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症 登園届

(提出先)

保育園

園児氏名

● 医療機関の皆様へ

インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症と診断した際は、太枠部分の記入にご協力をお願いいたします。
※受診時に様式がなかった場合は、診断の結果を保護者が記入してください。

診 断 名 (該当するものに☑または○)	☐ インフルエンザ (A型 ・ B型 ・ 不明)
	☐ 新型コロナウイルス感染症
診断した医療機関名 (ゴム印等の押印可)	
受 診 し た 日	令和 年 月 日 ()
発 症 し た 日 ※インフルエンザの場合は発熱した日 ※コロナ無症状の場合は検査した日	令和 年 月 日 ()

● 保護者の皆様へ (この用紙は登園を再開する際、通われている保育園に提出してください)

○ 療養期間中の記録 (発症日とされた日からの記録を保護者の方がご記入ください)

発症からの 日 数	0 日目 (発症日)	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目	7 日目	8 日目
月 日	/	/	/	/	/	/	/	/	/
解熱した日 症状軽快した日 (該当日※に○)									

※インフルエンザの場合は解熱した日、新型コロナウイルス感染症の場合は症状軽快した日

○ 感染症ごとに登園のめやすを確認し、基準を満たしていれば保護者の方が下記にチェック☑を入れてください。

【インフルエンザ】

(登園のめやす) 発症した後 5 日 (発症した日を 0 日目とする) 経過し、かつ
解熱した後 3 日 (解熱した日を 0 日目とする) 経過していること

☐ インフルエンザの登園のめやすを全て満たしました。

【新型コロナウイルス感染症】

(登園のめやす) 発症した後 5 日 (発症した日を 0 日目とする) 経過し、かつ
症状が軽快した後 1 日 (症状軽快した日を 0 日目とする) を経過すること
(無症状感染者の場合は、検体採取日を 0 日目として 5 日を経過すること)

☐ 新型コロナウイルス感染症の登園のめやすを全て満たしました。

上記のとおり集団生活に支障がない状態ですので、令和 年 月 日より
登園を再開します。

保護者氏名 (自署)